

# ★交通事故による傷病届の提出の際は「交通事故証明書」を添付してください★

## 交通事故証明書の申請方法

「交通事故証明書」は自動車安全運転センターで発行されます。

※警察への届出のない事故については「交通事故証明書」が発行されませんので、交通事故が発生したら、すみやかに警察に届け出を行ってください。

### ① 申請できる人

- 交通事故の加害者または被害者
- 交通事故証明書の交付を受けることについて、正当な利益のある方  
(例損害賠償の請求権のある親族、保険の受取人等)

※交通事故証明書は、人身事故については事故発生から5年、物件事故については事故発生から3年をそれぞれ経過したものについては原則交付されません。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

### ② 申請用紙 (郵便振替申請用紙または窓口申請用紙)

申請用紙は、警察署・交番・駐在所等センター事務所に備え付けてあります

### ③ 申込方法等

#### ● 郵便振替による申し込み

郵便振替用紙に必要事項を記入のうえ、最寄りの郵便局(振替窓口)に手数料を添えてお申込みください。交付手数料は1通につき540円です。この申請書1通で証明書が何通でも申し込みめます。証明書は、申請者の住所又は郵送希望宛先(通信欄にご記入ください)へ郵送されます。

#### ● 直接窓口での申し込み

センター事務所の窓口において、窓口申請用紙に必要事項を記入のうえ、手数料を添えてお申込み下さい。交通事故資料が警察署等から届いていれば、原則として即日交付されます。事故資料が届いていない場合は、後日、申請者の住所又は郵送希望宛先(通信欄に記入してください)へ郵送されます。(他府県での事故の場合は、後日郵送となります。)申請書1通で、証明書が何通でも申し込むことができます。

#### ● インターネット申請 <http://www.jsdc.or.jp/certificate/accident/quest10.html>

- 交通事故の当事者ご本人以外の方は申請できません。
- 交通事故発生時に警察へ届出られたご住所に、現在もお住まいの方に限ります。申請者ご本人確認のため、交通事故証明書に記載のご住所以外への郵送は行っていません。
- 交付手数料のお支払いは、コンビニ(別記コンビニ各店舗)、金融機関のペイジー及びネットバンクで受け付けます。交付手数料は1通につき540円です。(交付手数料のほか、払い込み手数料として1通につき126円と、ペイジー支払い等の場合の各金融機関への払い込み手数料は申請者負担となります。)
- 手数料等のお支払いは7日以内をお願いします。7日を経過しますと自動的にキャンセルの扱いとなります。交通事故証明書は、原則的にご入金を確認され次第郵送します。ただし、都道府県警察の証明資料の作成状況により、日数がかかる場合があります。  
(お問い合わせは交通事故が発生した都道府県方面事務所までお願いします。)
- ご入金いただいた手数料の取り消し(返金)は対応しておりません。  
コンビニ等の店頭でも取り消し(返金)は対応しておりませんので、予めご注意ください。  
※警察に届出していない交通事故の証明書は申請できません。

### 【お問い合わせ】

〒812-8576 福岡市博多区東公園7-7(福岡県警察本部内)  
自動車安全運転センター福岡事務所 TEL 092-641-6364